

◎新潟県告示第293号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2—{[ビス(4—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド(通称名: Bisfluoromodafinil)及びその塩類
- (2) 2—(4—フルオロフェニル)—3—メチルモルフォリン(通称名: 4—FPM)及びその塩類
- (3) Mitragyna speciosa(通称名: Kratom)及びその近縁植物(ただし、Mitragynine又は7a—Hydroxy-7H-mitragynineを含有するものに限る。)
- (4) (E)—メチル=2—{(2S,3S,12bS)—3—エチル—8—メトキシ-1,2,3,4,6,7,12,12b—オクタヒドロインドロ[2,3—a]キノリジン—2—イル}—3—メトキシアクリラート(通称名: Mitragynine)及びその塩類
- (5) (E)—メチル=2—{(2S,3S,7aS,12bS)—3—エチル—7a—ヒドロキシ—8—メトキシ-1,2,3,4,6,7,7a,12b—オクタヒドロインドロ[2,3—a]キノリジン—2—イル}—3—メトキシアクリラート(通称名: 7a—Hydroxy-7H-mitragynine)及びその塩類
- (6) N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1—[(テトラヒドロ—2H—ピラン—4—イル)メチル]—1H—インダゾール—3—カルボキサミド(通称名: CUMYL—THPINACA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年3月10日